

論文

近代中国におけるアヘン貿易とアヘン反対運動

Opium trade and the opium opposition movement in modern China

権 寧俊¹

KWEON Yonugjun

1. はじめに

中国近代史は1840年に起こったアヘン戦争からはじまる。1757年、清朝政府は対外貿易港を廣州一港に制限し、イギリス・ロシア・アメリカ・スペイン・フランスなどとの貿易を始めた。その中ではイギリスとの貿易が首位を占めていた。貿易の内容をみると、中国からイギリスへの輸出では茶葉（紅茶）の輸出が中心で、イギリスから中国へは東インド会社が貿易を独占する毛織物・綿布などの輸出が中心であった。

ところが、中国茶の輸出は増えていたが、東インド会社が輸出した毛織物・綿布などはさっぱり売れなくて、イギリスには貿易の赤字が積み重なっていた。中国からイギリスへの茶貿易は18世紀に確立し、1780年代に急増した。中国茶の輸出増大の理由は、当時イギリスをはじめとするヨーロッパの社会で飲茶の習慣が広がり、飲茶文化が発展したためであった。17世紀後半からイギリスの宮廷に入った飲茶の習慣は、イギリスの貴婦人を中心に中産階層にまで広がり、18世紀半ばからは中国製の磁器で中国茶を飲むようになった。

一方、イギリスはインドの植民地支配を強化し、支配領域を拡大していた。18世紀末にはイギリスはインド・ベンガル地方のアヘン専売権を手に入れた。そこで、イギリスは中国からの紅茶輸入の赤字をおぎなうために、1750年以降、インド産アヘンを中国へ密輸するという貿易戦略をたてた。インドから中国へのアヘン貿易も1770年代以降急増した。中国からの紅茶、インドへの綿布という貿易を結びつけていた環が、インドから中国へのアヘンとなったのである。しかし、当時、アヘンの販売はすでに国際的に禁止されていた。そこで植民地インド政府は、イギリス人の貿易商人にアヘンの精製品を売り渡し、中国に密輸させた。中国とイギリスのアヘンの貿易は、イギリス・インド政府に莫大な利益をもたらし、その財政に不可欠の要素となっていた。しかし、中国ではアヘンは社会と経済に深刻な影響をもたらした。中国では、アヘン吸煙の風習が官僚、商人、兵士、地主、遊民層などのあいだで急速に広がり、密輸入量は激増した。清朝政府はアヘン禁止策をとり、その結果、イギリスとの戦争、いわゆるアヘン戦争が始まった。

本稿ではアヘン戦争の勃発要因とその過程でアヘンがどのように取り上げられたのか、また、戦争後のイギリス政府の清国に対するアヘン政策の展開と清国政府の対応について考察する。特にイギリス領香港のアヘン管理制度について検討する。さらにイギリス、インドとの三国貿易におけるイギリスのアヘンに関する認識変化とそれに伴う「アヘン反対運動」について考える。

2. 第1次アヘン戦争とアヘン貿易

2-1 アヘン戦争前のアヘン貿易

19世紀を通じてアヘンはインド植民地の輸出品の大部分を占めており、インド植民地政府の財政収入のなかできわめて高い比重を占めていた。アヘンがなければ、インド貿易のバランスが成立せず、財政収入を確保できなかった。インドの貿易バランスが成り立たないということは、イギリス主導の三角貿易が成り立たないということであった。それはつまり、イギリスは世界市場（特にポンド圏のアジア・アフリカ・オーストラリア市場）を押さえることが不可能だったことを意味した（加藤祐三 1980 : 142-143）。

イギリスのアヘン貿易の主な対象国は中国であった。1773年イギリスの東インド会社（1600年設立）は、アヘンの専売権を独占し、中国に対してアヘン貿易をはじめた。当時の中国のアヘン輸入量は年々増大していた。その量は中国政府の公表によると、1780年から1816年間のアヘン輸入量は毎年約4000ないし5000箱（チェスト）であるとされる。また、1816年には東インド会社がアヘンの自由貿易を許したことで、輸入量はいっそう増大し、1834年にはついに21,885箱の巨額に達した。その後も、1837年には39,000箱を、1838年には40,200箱をもちこんだ（范文瀾 1999 : 22-24）。中国のアヘン輸入はアヘン戦争直前に中国によるアヘン没収と焼却のあった1839年だけが急減して、また増えはじめていた。

この利益は相当なものであった。アヘンの輸送量を箱（チェスト）でみてみると、1箱には約64キロのアヘンが入っていた。これは重量ではなく箱の容積量を示す単位である（加藤祐三 1980 : 138）。当時アヘンの1箱についてイギリス政府が使った費用は約250インド銀元であったが、カルカッタで競売するときは、1箱につき1210インド銀元ないし1600インド銀元の価額で売られた。植民地インド政府の収入の10分の1は、アヘンの対中国輸出によって得たものであった。

また、中国においても福建・広東沿海民によってアヘン貿易活動が沿海部全域で拡大し、広東では巨大な利権構造が生まれていた。広東の官吏はアヘン貿易によって大きな利益を得ていた。そのため、アヘンの広範な流行を歓迎し、そこから利益を得ようとした。国内における大量のアヘン栽培も、官吏によって黙認されていた。すなわち、当時のアヘン貿易は、アヘンの密輸入と中国政府官吏の腐敗政治とが結びついた結果であった。

このように、アヘン貿易はイギリスおよびインド政府の重要な財源であり、清朝の官吏にとっても大きな利益を与えた。清朝政府は中国から国外への銀の流出が始まると、アヘン貿易が銀流出の原因であるとして本格的にその取締りを行った。当時国際貿易の決済は銀で行なわれたから、アヘン輸入が増えれば、当然銀の流出が発生したのである。当時清朝の税は銀で納められていたが、一般の人民が日常的に使用していたのは銅銭であった。そこで人々は銅銭を銀に換えて税を払っていた。その交換レートは銀1両につき銭1000文であった。ところが、アヘン貿易の代価として銀が海外へ大量に流出すると、銀の価額は高騰し、銀1両が2000文と2倍以上値上がっていた。これが事実上の増税となり、一般民衆を苦しめる結果となった（菊池秀明 2005 : 33）。さらに、牙行（仲買業者）に依存する清朝の貿易管理体制では、アヘンのような課税不可能な禁制品に対応できなかった。そのうえ、アヘン貿易の取締りは既存の利権構造を崩壊させ、アヘン取引の零細化を招いて貿易管理をいっそう困難にさせた。アヘン貿易取締りは結局失敗に終わり、これがアヘン戦争の一因になった。

2-2 アヘン戦争の開戦までの清朝政府内部の対立

清朝政府はアヘンに対する「禁止令」を繰り返し出したが、あまり効果はなかった。密貿易が行われていた広州では、清朝側の官僚や軍人はイギリス商人に買収されていて、実際には「禁止令」は形式だけになっ

ていた。清朝政府にも、本気でアヘンを取締る姿勢はなかった。首都北京から見ると、広州は実に遠いところで、辺境地域であった。だからこそ、広州でのみ外国との貿易を許していたわけである。辺境地域で少々アヘンの密貿易があっても、中央政府が断固として対応するような問題ではないと考えられていた。それゆえ、1830年までは有名無実の「アヘン禁止令」が出ただけで、密貿易はますますさかんになっていた。

しかし、1830年代に入るとアヘン密貿易による銀の流出、財政事情の悪化、アヘン中毒患者の増大など、さまざまな問題が起こった。軍隊内部や帝室関係者にもアヘン中毒患者が出た。1830年代のアヘン中毒者数は約200万人にも達していたといわれていた。そこで、清朝政府内部でもアヘン問題に対する議論が高まった。

当時、アヘン問題に対する意見は弛禁論と厳禁論に大きく分かれていた。弛禁論は、アヘン貿易をきびしく取締るのをやめて、公認しようという立場であった。アヘン貿易を公認すれば「輸入アヘンに税金をかけることができ、政府の収入が増える。また、国内でけしの栽培を奨励して、自国でアヘンを生産すれば輸入を減らすことができる」という論理であった。アヘン中毒患者の対策としては、官僚や軍人のアヘン吸煙はさすがに禁止を主張したが、一般民間人にたいしては取締らず、放任することが主張された(李学盧 2006: 35-38)。

これに対して厳禁論者は、アヘンを厳罰すれば「アヘン吸煙者は減り、消費も減る。消費が減れば輸入も減る。輸入が減れば銀の流出も減る」という論理を主張した。両者ともに主眼は、「銀の流出」をいかに止めるかという問題を重視したが、そのための対策が異なっていた。弛禁論者は銀による取引を禁止して、物々交換で輸入すればよいと主張し、厳禁論者はひたすらアヘン吸煙者を死刑に処すれば問題解決できると考えていた(李学盧 2006: 39)。

このように、当時清朝政府では弛禁論者と厳禁論者に分かれて対立していた。しかし、圧倒的に弛禁論者が多かった。1838年、清朝皇帝である道光帝は、全国の地方長官にアヘン対策についての意見書を提出させたが、それに回答した29人中、アヘン厳禁にたいする反対者は21人もおり、支持者はわずか8人であった(李学盧 2006: 40)。

しかし、道光帝は厳禁論にひかれていた。なかでも、湖広総督(湖北省・湖南省の長官)の林則徐の意見書に注目した。厳禁論を主張する林則徐は、理論として厳禁論を言うのではなく、具体的に取締の実施方法を細かく提案していた。林則徐は道光帝に対して「禁煙六策」を提言したが、その概要は次の通りである。
①アヘン道具をすべて没収して根源を遮断すること。
②アヘン吸煙者は「4段階」に分けてその罪を問うこと。
③アヘン館を経営する者、アヘン販売者とアヘン道具製造業者を各々処罰すること。
④吸煙者が官憲の親戚、友人、家族などその関係が近ければ近いほどより厳重に処罰すること。
⑤地保・牌頭・甲長(清朝の行政機構の末端職員)にも生アヘン・煙膏・煙具を調査できるようにすること。
⑥処罰規定は地域によって区分し、港口、市場、交通中心地などの地域はより具体的な対策をとって対応すること、であった²。

1838年12月、道光帝はアヘンの密輸を禁止するために、林則徐を欽差大臣(特命全権大臣)に任命して広州に派遣した。林は断固たる態度と手段をもって、外国商人に命令してアヘンを差し出させ、翌年の6月に取りあげた約2万283箱(1180トン)のアヘンを虎門で廃棄した。

2-3 戦争の経過

中国のアヘン禁止策に対して、1840年2月イギリス政府は中国との開戦を決定した。イギリス軍は、同年6月広東省珠江の河口で中国軍と開戦した。イギリス軍は1840年8月までに軍艦20隻と遠征軍4000余人を派遣して広州を占領した。その後、北方の沿岸地域を占領しながら北上し、清朝皇帝が住んでいた北京に一番近い港町の天津まで攻め上がった。

天津に外国の軍艦が現れたことに驚いた道光帝は、問題の解決案として強硬派の林則徐に開戦の責任を負

わせて解任した。そして、その後任に琦善を任命してイギリスとの交渉にあたらせた。1841年1月20日に琦善（直隸総督）とエリオット（George Elliot）の間で川鼻条約が締結された。この条約でイギリスは、広東貿易早期再開、香港割譲、賠償金600万ドルの支払いを要求した。琦善はイギリスの要求をほとんど受け入れて「条約案」を作成した。それを「川鼻条約」と言う（金ジェソン 2010 : 54-56）。

しかし、条約締結後イギリス軍が撤収すると、道光帝は香港割譲を約束した琦善に対して激怒し、彼を罷免して「川鼻条約」の正式な締結も拒否した。締結拒否を知ったイギリス軍はその報復として軍事行動を再開した。

イギリス軍はより有利な条約の締結を目指して戦争を拡大し、廈門や寧波を占領した。そして1842年にはインドから一万余の増援軍を派遣して上海や鎮江を占領し、南京に迫った。その結果、1842年8月に清朝はイギリスの要求をほぼ全面的に受け入れた南京条約を締結させられた。

2-4 南京条約

1842年8月に南京条約が締結された。清朝はこの条約で公行の廃止、香港の割譲、広州、廈門、福州、寧波、上海の五港の開港、2100ドル（約5500両）の戦費賠償などを承認させられた。公行は、清朝政府に認定された特許貿易商人の組合を意味したが、これが廃止された。この組合の廃止によって、イギリスは自由にアヘンの取引ができるようになった。また、この条約によって五港が開港され、イギリスは、綿織物やアヘンの中国への輸出をスムーズにできるようになった。香港が割譲された後の1860年には香港島の対岸の九龍半島の一部が割譲され、1898年には、その九龍半島の付け根にあたる新界地域がイギリスの租借地になった（胡繩 1983 : 77-79）。

南京条約が締結された翌年にあたる1843年には、追加条約（「五港通商章程」（7月）・「虎門条約」（10月））が結ばれた。これは、開港した5港での貿易に関する取り決めであるが、この条約によって清朝は協定関税制度や領事裁判権を認めることを余儀なくされた。協定関税制度は、イギリスと清国との関税は条約締結以後両国の共同の協定によって決めるという通商協定であった。この条約によって清国は自国の利益にもとづいて関税の税率を決めることができなくなり、イギリスとの協定によって関税を決めることを余儀なくされた。また、清国はイギリスに領事裁判権を認めさせられた。領事裁判権は、清国でイギリス人が罪を犯した場合でも、イギリスの官憲が逮捕し、清朝と協議にもとづいてイギリスの官憲が調査裁判をするという制度であった。つまり、イギリス人が悪いことをしても清国は自国の法律制度にもとづいてイギリス人を裁くことができないということの意味した。南京条約では一方的な「最恵国待遇」を認めた。これは、もし清朝が他国との条約で有利な条件を他国に与えた場合、イギリスにも同一の条件を認めるという意味であった。「最恵国」とは通商条約を締結する諸国のうち最も有利な取り扱いを受ける国を指すから、まことに不公平な条項であった（胡繩 1983 : 78-79）。

以上のように、南京条約はアヘンの取締りをきっかけに起きたイギリスにとっての「汚い戦争」だったのに、アヘン貿易については一言も触れていなかった。この条約は中国が結んだ最初の不平等条約であった。その後1844年には、中国はアメリカ、フランスとほぼ同じ内容である望厦条約（中米）、黄埔条約（中仏）を結んだ。帝国主義列強は、居住地の警察権、行政権を握って、中国領域内の外国領ともいべき、「租界」を設立した。

3. アヘン戦争後のアヘン貿易の拡大

3-1 第2次アヘン戦争

1856年10月に広州湾（珠江砲台付近）で「アロー号事件」が発生し、それが原因となって第2次アヘン戦争が勃発した。これは、1856年10月広州に駐屯していた清の水兵が、イギリス船籍を名乗る中国船アロー号に臨検（船舶の立入検査）を行い、海賊の容疑で清人船員12人を拘束し、そのうち3人を逮捕した事件である。また逮捕の時に清の官憲がイギリスの国旗を引きずり下ろした。これに対してイギリス政府は、「イギリスに対する侮辱だ」と主張して抗議し、広州を再び攻撃した。広州の民衆はこれにたいして激しく抵抗した。広州の「反英運動」は頂点に達し、イギリスの居留地が焼き払われた（金ジェソン 2010 : 59-60）。

その時に、フランス人宣教師が清国の官憲に殺されるという事件が発生した。フランスはイギリスと連合軍を結成して、1857年12月広州を攻撃し占領した。その後、英仏連合軍は再び北上して天津を制圧し、1858年6月に天津条約を締結させた。この条約の内容は、外交官の北京駐在、外国人の中国での旅行と貿易の自由・治外法権承認、キリスト教布教の承認、英仏に対する賠償金などであった。とくに、この条約によって関税率が改定され、アヘンの輸入が公認化された。

しかし、連合軍が引き上げた後の北京では天津条約を非難する声が強くなり、この条約の内容を変更しようとする動きが起こった。そのために英仏軍は大規模な艦隊と約1万7000人の大軍を再度進軍させ、北京に迫った。このときに、英仏軍によって北京の円明園が放火掠奪された。円明園は、ヴェルサイユ宮殿を模したと言われるほど壮麗な清朝の離宮で、150年間の時間をかけて造られた世界的な建築物であったから、この事件は帝国主義列強による野蛮な文化的破壊の典型例となった。1860年10月には英仏と清の間に北京条約が締結され、第二次アヘン戦争は終わった。

3-2 アヘン合法化

アヘン戦争後、アヘン貿易は増大し、ますます深刻な社会問題を生んだ。アヘン貿易は1815年貿易年度（15年4月～16年3月）を1とする（2723箱=174.3トン）と、1836年には12倍（31,375箱）に、1845年には15倍、1855年（56,000箱）には26倍に増え、ピークの1880年には約39倍（105,507箱）に達した（加藤祐三 1980 : 138-139。胡繩 1983 : 90）。

このように、インド産アヘンが飛躍的に増加したのは、1842年のアヘン戦争以降、および1857年のアヘン輸入の「合法化」以降の2回であった。これは、当時のインドでは東インド会社に専売独占権があったので、東インド会社の輸出側統計から流入量を推計したものである。主な輸出先は中国本土であり、その他には香港・シンガポールであった。1857年にはアヘンの専売・貿易独占権が東インド会社からインド政庁政府に移管され、政府主導でのアヘン貿易が行なわれるようになった。そのために、1860年代からのアヘン貿易はきわめて安定した。

実際に中国への輸出（密輸）に係わったのは、東インド会社やインド政府の貿易許可証を得た地方貿易商人（カントリー・トレーダー）たちであった。彼らはアジアの港町に本拠地をおき、中国の茶や生糸、インドの綿花やアヘンを運んだ。貿易を管理する政府部署が「海関」であったが、1858年に中国の海関は外国人の管理下に入った（中華人民共和国建国直後の1950年まで続いた）。歴代の海関最高責任者＝総税務司は最後を除いて（最後だけはアメリカ人）すべてイギリス人であった。1858年からアヘンは名称も変更され、「阿片」が「洋薬」となった（英語表記は「アヘン」という意味のオピウム）。すなわち、アヘンが「洋薬」という中国名の合法的輸入品となったのである（加藤祐三 1980 : 138）。英領香港では1845年にアヘン輸入は合法化された。合法化以前、アヘンは最大の密輸入品であった。海関を支配するイギリス人にとっては、アヘン輸入の合法化による関税収入の増加は海関の主要財源確保となった（加藤祐三 1980 : 148）。また、改名によって毒物のイメージは薄められた。

中国のアヘン政策も、厳禁から弛禁へと変質し、アヘン合法化の時期を迎えた。1858年以後イギリス、フランス、アメリカと結んだ通商章程条約では、中国はアヘンを「洋薬」として合法的に輸入することになっ

た。1859年からは中国国内の民間人にもアヘン吸煙が合法化され、ケシ栽培も許可されるようになった。その結果、1890年まで毎年6万箱が中国に輸入され、輸入量のピークとなった1880年には10万5507箱（6752.5トン）となった。これは同年のイギリスの対中国・香港輸出品目の93%を占めていた。民間人のアヘン吸煙者も増加した。1830年代の吸煙人口は約200万人であったが、1890年には1500万人に増加し、1906年には2000万人となった。アヘン中毒者は当時の人口の5%を占めていた。このように、アヘンの合法化は、19世紀後半の中国社会にアヘンが蔓延する原因をつくった。これによって、当時の中国は世界最大のアヘン汚染国家に転落した。

3-3 中国におけるアヘン生産の拡大

イギリスがアヘン貿易を始めるとともにアヘン輸入量は急増した。アヘン輸入量の急増とアヘン吸煙者の増加とは密接に関連していたので、アヘン吸煙者の増大、アヘン輸入量の増大は中国国内での吸煙用アヘンの生産を促すことになった。1830年（道光10年）に御史（監察官）にアヘン生産の拡大を告発された時には、吸煙用アヘン生産は雲南、福建、浙江、広東などに拡がっていた。アヘン戦争後、アヘン生産に対する禁令は建前上存続していたが、事実上なし崩しにされた。アヘン生産は1842年以後、急速に拡大し、「品質」も向上していった。1850年代において中国アヘンはそのままの形で吸煙されることはなく、インドアヘンにまぜてそれを水増しさせる目的においてのみ消費されていた。しかし、1860年代に入ると中国アヘンの品質向上によって、中国アヘンとしてのブランドが評価され、外国アヘンと競合するまでになった。中国でのアヘン生産は、イギリスによるアヘン貿易が始まる以前から流行の兆しを見せていたアヘン吸煙に刺激されると同時に、流入する外国アヘンを駆逐する役目をも担われて拡大した。そして、1880年代前半には、「中国人自身が彼らの消費するアヘンの主たる生産者である」という状況にまで至った。

しかし、中国アヘンの品質向上は新たな問題を引き起こすことになった。中国アヘンの品質向上により外国アヘンの消費が低下し、外国産アヘン収入に由来する外国人によるアヘン課税があつまらなくなった。厦門における外国人アヘン課税は商人の請負で行われて地方政府の経費となっていたが、芝罘条約³によってその収入は失われた。そこで、清朝地方官僚は捐税（国や地方政権が民に課す税金）を通じて税収回復と中国人アヘン商人の統制を図ったが、外国アヘン貿易の衰退ともない、中国人商人が反対にまわって失敗に終わった。その後、地方官僚は中国アヘンへの課税を進めたが、中国アヘンの流通把握は困難であり、アヘン貿易にたいする統制力は低下した。

4. イギリス領香港のアヘン管理制度の変化

4-1 イギリス籍のアヘン商人

1842年8月の南京条約によって香港島がイギリスに割譲されると⁴、イギリスは直ちにアヘン貿易を許可した。イギリスにとっては香港における政庁歳入の確立が重要な課題であった。イギリスはアヘン貿易からの税収によってそれが充当されると期待していた⁵。

アヘン貿易はイギリスのジャーディン・マセソン商会が主に行っていた。ジャーディン・マセソン商会は、アヘン貯蔵用の大型浮船「ボーマンジェ・ホルムスジー」号を港に浮かべ、そこで中国人商人とアヘンの直接取引を始めた。また、中国人商人と共同で岸壁にアヘン倉庫を建てた。数か月経つと、香港は一大アヘン集散地となった。1844年にジョン・デービス香港総督は「政府と関係なく資金を持っている者のほぼすべてがアヘン貿易に従事している」と述べていた。1845年には香港を基地としてアヘン貿易に従事する船舶は80隻に増えた。そのうち19隻がジャーディン・マセソン商会の所有であった。1849年には4万トンのアヘン

が香港に貯蔵された。そのうちインド産アヘンの75%が香港経由で交易されていた。アヘンはイギリスやインド等からの輸入価額1900万ポンドのうち600万ポンド(32%)を占めていた⁶。また、このアヘン貿易は香港のみならず北米と豪州へ移民した華人社会にも行われるようになった。アヘンは1850年代末までにはジャーディン・マセソン商会の船舶によりアメリカへ輸入され、華人の間で人気を博すようになっていた(古泉達矢2016:33)。

このように、最大のアヘン貿易商として財を成し、現在も香港を拠点として活躍しているジャーディン・マセソン商会(怡和洋行)は、1832年にスコットランド出身のジャーディンとマセソンによってマカオで創立された。1843年に上海が開港されるとすぐに進出し、1858年のアヘン輸入合法化以後は「洋薬」として持ち込まれた。上海の商館は外灘の北京東路の南側にあった。しかし、ジャーディン・マセソン商会はインドアヘンの輸入がピークを迎える1880年より早く、1872年にはアヘン貿易から撤退した。その最大の理由はサッスーン商会との競争に敗れたことであった。ジャーディン・マセソン商会がインドで代理商や中間商を通じてアヘンを仕入れたのにたいし、サッスーン商会は産地の直接買付けや農民に前貸しする方式でコスト削減を図っていた。サッスーン商会は、イギリスの進出前からあった海の世界に生きる人々を代表するイギリス籍ユダヤ人商社で、バグダード出身のダヴィッド・サッスーンが1832年ボンベイに創立したのが始まりである。次男イリアスは1854年に上海支社を設け、1872年には別会社として新サッスーン商会をおこした。外灘のランドマークとなっている和平飯店北楼は1929年に建てられたサッスーン・ハウスである。1870年以降は、イギリス人にかわってユダヤ人、インド人、中国人などアジア系商人がアヘン輸入の担い手となり、アヘンの「悪」の東洋的イメージは一層強められることとなった(新村容子2000)。なかでも新旧サッスーンや同じくバグダード出身のハルドゥーンなどイギリス籍ユダヤ人商社が中心を占め、ついでパパニーなどイギリス籍アラブ人商社があった。アラブ系は頭にターバンを巻いていたので「白頭行」と呼ばれた。

新サッスーン商会が主導していた時代のアヘン貿易は、インドのアヘン貿易が中国産アヘンにおされたために利益のないものになっていた。1907年、中英禁煙協約が結ばれ、10年間で段階的にアヘン輸入を禁止することとなった。しかし、この協約はサッスーン商会などの妨害で完全には実施できなかった。サッスーン・ハルドゥーンは1885年以後「洋薬公所」を設け、輸入アヘンを独占していた。その責任者はイギリス籍ユダヤ人エドワードであった。かれらは禁煙後もアヘン商売にこだわった。アヘンの輸入量は減ったが価格は急騰し、協定前の一箱700両から、1915年には9000両に達した。このためサッスーン商会やハルドゥーン商会は暴利をむさぼった(張仲礼・陳曾年:132-133)。

4-2 アヘン専売制への転換

1872年にジャーディン・マセソン商会がアヘン貿易から撤退した。この背景には、中国国産アヘン生産量の急増と質的向上によるインド産アヘンの国際競争力喪失があった。清朝政府は第2次アヘン戦争以後アヘン吸煙を合法化し、国内のアヘン栽培を中国西南地域を中心に増やした。国内アヘンの価額は輸入アヘン価額よりも半分安いこともあり、国内アヘンの栽培地も増加し、生産量も増えた。その反面、輸入アヘン量は減少した。また、香港とアメリカや豪州などの海外の華人社会と結ぶアヘン貿易は1880年代以降、アヘンをめぐる海外の動向に影響を受けるようになった。当時海外各地では排華運動が高まっていた。華人によるアヘン吸煙は墜落を象徴する習慣であると見なされ、彼らの排斥を求める白人労働者により厳しく批判されていた。海外地域での排華運動は各国において法律的規制をもたらすこととなり、イギリス本国においてもアヘン貿易を停止させようとする政治的な動向があらわれた(古泉達矢2016:49)。

1909年に香港政庁は中国向けの成品アヘンの輸出を停止した。同年、インド政庁もアヘンの輸出を停止し、これでアヘン貿易が公式に停止された。1910年にはイギリス政府の法律に基づいて、香港のすべてのア

ヘン館の閉鎖が指示された。しかし、実際はほとんど閉鎖されなかった。それは、罰金が安かったので摘発をうけても営業を続けたほうが得だったからである。この決定は、香港政庁の財政収入増加に寄与しただけであった。

1914年に香港のアヘン管理体制が大きく変更された。従来はアヘンの城内生産と販売に対して特許権を与える制度（華豊ホア・フック会社が独占経営権をもつ）であったが、これを専売制にした。すなわち、アヘンを政府工場で精製し小売する制度に変更したことであった。価格も政府が決定し、常用者には購入許可証を発行して販売した。これは香港政庁の財政収入の安定をもたらした。アヘン専売制による1914年のアヘン専売収入は282万7833香港ドルと過去最高額になり、歳入全体の34%を占めていた。以後翌年から1919年にかけて、香港政庁は毎年歳入総額のうち30%以上をアヘン専売から得ていた（古泉達矢2016：98-102）。

1932年に香港政庁は「アヘン条例」を公布してアヘン館の閉鎖を指示した。これによって多くのアヘン館が閉鎖されたが、一部は常用者への治療的使用施設として残っていた。1935年に香港には、政府の認定を受けた70軒の小売店と推定2500軒の非合法アヘン館が存在した。小売店の公定価格は14.5香港ドルであった。この値段は大層高価であったから、患者の多くはブラック・マーケットで買っていた。そこで販売するアヘンは中国大陸やペルシャ産の密輸品で、3.5香港ドルと公定価格よりはるかに安かったのである。一部は香港政府からの横流しもあった（馬丁布思：第8章）。

5. アヘン反対運動

5-1 イギリス人から見たアヘン吸煙

19世紀末に至っても、多くのイギリス人はアヘンの毒性を認識していなかった。政府閣僚を始めとする多くのイギリス人は、「過度な消費」さえしなければアヘンは人間にむしろ有益であるとさえ認識していた。アヘン吸煙が全社会的規模で悲劇を生み出していた中国から、アヘン吸煙についての様々な情報が伝わってきた。しかし、それらの情報も、アヘンは「過度な消費」さえしなければ有益であるというイギリスでの一般的認識を大きく揺るがすには至らなかった。すなわち、アヘンは酒や煙草と同類であり、乱用を避ければ人間にとっての「慰め」であり、「恵み」でもあると認識していた（新村容子2000：148）。宣教師の報告などはアヘンの麻薬としての恐ろしさを伝えたが、領事や税務司が伝える情報にはアヘンの害を軽視するものが多かったからである。

アヘン吸煙をめぐるのは、アジアの人種や気候・風土にはアヘンが適しているという「文化相対主義」的な認識がイギリスにおいて広く受容されていた。当時アヘンについてのこの「文化相対主義」に最も注目した論者は、インド省顧問であり、ボンベインにある国立中央経済博物館の元館長であったバードウッドであった。バードウッドは1881年12月6日と1882年1月20日との2回にわたって『タイムズ』に長文の投書をした。バードウッドはそこに、アヘンの飲食の場合、過度の摂取は危険性をもつが適度な摂取はマラリア熱を予防し、アジアに多い菜食者の健康維持に適している、と論じた。また、アヘン吸飲の場合は、吸飲用に調整されるアヘンは加工過程において麻薬的要素が失われ、アヘンをランプで熱して吸い込む揮発物にはアヘンの成分は含まれておらず、湯をわかして蒸気を吸い込むこととまったく同じである、と論じた。さらに、彼はそのためにアジアの人々に対するイギリス人としての責務は、中国やインドなどアヘンが消費されている地域に対して、可能な限り純粋で、安価なアヘンを供給する努力をすべきだ、と主張した（新村容子2000：148-152）。

このように、彼はアヘンを飲食する場合と吸飲する場合に分けて考えた。アヘンを飲食することと吸うこ

とは、当時のイギリスでは明らかに大きな区別を意味していた。しかし、中国ではイギリスと異なっていた。タバコにまぜて吸ったり、あるいはアヘンだけを特製のパイプで吸う方法は、中国では一般的であったが、液体や丸薬にして飲むことはほとんどなかった。それに対してイギリスではむしろ液体のものをそのまま飲んだり、ビールに入れて飲んだりしていた。当時のイギリス社会でのアヘン認識は、アヘンを吸うのは医学的に全く問題なく、アヘンを飲食するのは、直接的な摂取なので「強烈で危険な興奮剤」ではあるが、「過度な消費」でなければよいという論理であった。特にアジア人にとっては適しているものだと考えていた(新村容子 2000 : 169-172)。このような見解が中国へのアヘン輸出を積極的に肯定することになったのである。

5-2 アヘン貿易反対協会のアヘン反対運動

イギリスでは 1870 年代からアヘン貿易禁止を求めるイギリス内外の世論が徐々に強まっていき、それ以後、クェーカー教徒などが主導するアヘン反対運動が盛んになった。クェーカー教徒は神の前での平等という信仰の純粋さで知られる。1833 年の「奴隷制の廃止」もクェーカーの「奴隷制反対運動」によるものであった。クェーカー教徒は 1874 年 11 月にアヘン貿易反対協会 (The Anglo-Oriental Society for the Suppression of the Opium Trade : 略称 S.S.O.T) を結成し、活発な活動を展開した。同協会はまず、機関誌『フレンド・オブ・チャイナ (The Friend of China)』において、イギリスを加害者、中国を被害者とみる視点から当時イギリスのアヘン貿易を批判した。また、各種パンフレットの発行、各地での集会や講演会の開催、請願運動、選挙を通じての下院への働きかけなどを行った。1880 年代前後からは、中国に対してアヘン貿易を強制することの排除を主たる運動の目標とした(新村容子 2000 : 9-10)。S.S.O.T はアヘン貿易におけるイギリスの責任を次の 6 つとして挙げた。①イギリスはインドを統治しているから、アヘン貿易に責任があること。②アヘン生産は英女王の名のもとに行われ、その販売収入は大英帝国の国庫に入っていること。③林則徐が密輸したアヘンの 2 万箱を没収した時に、イギリスは戦争をしかけ賠償金として 600 万ドルを支払うよう強制したこと。④イギリスは戦争後にアヘン輸入を合法化させたこと。⑤アヘン輸入を合法化した条約は武力によって獲得されたものであること。⑥イギリス議会は、現在までベンガルアヘンの専売を合法化し、アヘン貿易を継続することを可決したこと(新村容子 2000 : 106-107)。S.S.O.T はアヘン貿易に反対する勢力を幅広く結集しながら、アヘン貿易に関する知識や情報を広め、世論を喚起していく方法で運動を展開した。また、その世論を背景としてイギリス議会上院に働きかけを行なった⁷。

このような S.S.O.T の活動はイギリスの世論に大きな影響をあたえた。イギリスの人々はこの協会活動によって自国と中国との不幸な関わりに気づき、中国の不幸な人々のために集会で祈り、寄付金を託すことになった。そのような社会的良心の形成は、イギリス社会に大きな意味を持つことになった。他方、中国はイギリス社会における反アヘンの世論を虚偽としか見なかった。駐英大使・郭嵩燾は、イギリスにおける社会的良心というものを評価した数少ない人物の 1 人であったが、彼はイギリスのモラルを高く評価したゆえに清朝皇帝の不興を買い、政治生命を奪われることになった。

5-3 ナオロージーと「アヘン貿易反対協会」

1886 年 10 月 25 日、S.S.O.T はロンドンの事務所にて、ロンドン在住のインド人実業家ダーダーパーイー・ナオロージー⁸を招いて、アヘン貿易について率直な意見交換を行うコンファレンスを開催した。コンファレンスの冒頭では S.S.O.T 側が次々に発言し、インドに対する批判を展開した。そこで、ナオロージーは、「インドはアヘン貿易の収益のごく一部ですらも受け取っていない、インドのあらゆる貿易の収益は、その他の収益とともにすべてイギリスに送られている」と論じた。また、あらゆる富がイギリスに送金されてしまうことによるインドの極端な貧困にもかかわらず、「インドが破産せずに持ちこたえているのはアヘン貿易がある

からである」と主張した。また、ナオロジューは、インドと中国とをともにアヘン貿易という災いを分かちあっている存在とみなしていた。イギリスでは、アヘン貿易を批判する側とアヘン貿易を擁護する側とがどちらも、インドをアヘン貿易の「受益者」と見る点では共通していた。相異は、中国人を道徳的に退廃させることによってインドが享受しているアヘン収入を「悪」とみなすか、中国人の「贅沢」（アヘン吸煙）によってインドが潤うことのどこが悪いかと開き直るか、にあった（新村容子 2000 : 195-203）。インドと中国のどちらも被害者であるとする視点はイギリス人にはなかった。

5-4 清朝政府のアヘン禁煙宣言

清朝政府が対内外的にアヘンの禁止を宣言したのは、1906年頃である。20世紀に入ると、清朝の統治者たちも政治改革を迫る国内や国外の強い圧力を感じるようになった。清朝政府は統治を維持するために「新政」を始めた。この「新政」時期に多様な民間のアヘン禁止団体が組織され、禁止運動が拡大された。1905年に「阿片勸戒会」「戒煙局」「禁煙会」などの民間の禁止団体が組織され、地方から全国的な規模でアヘン禁止運動が広がった。1906年には「蘇州禁煙会」会長であるハンプデン・コワ・デュボース（H.C.Dubose）が中心となって反対署名運動が行われ、中国各地の宣教師 1,333 人が連名で光緒帝にアヘンの禁止を要求する請願書を提出した。これを受けて清朝はアヘン禁止を宣言し、1907年にはイギリスとの合意により毎年アヘンの輸入量を 10% ずつ減らすことにした。1908年 1 月にはイギリスと締結した「禁煙条約 6 条」を施行するようになった。この条約では、イギリスは 1917 年までにアヘン輸出を停止することが規定されていた。1909年には上海で第 1 次国際アヘン会議が開催され、清朝は世界にむけてアヘンの禁止を宣言した。

6. 終わりに

中国の近代史はアヘン戦争の敗北から始まったというのが通説である。18世紀以降の世界的な貿易の拡大によって、貿易管理体制を含む中国の既存の制度は動揺し始め、制度変容を決定的に加速させたのがアヘン貿易であり、清朝の既存の貿易管理体制は崩壊された。したがって、アヘン戦争は「近代」が始まったことともなっていて生じた変動の 1 つの帰結であった。

アヘン戦争は、中国社会を大きく変貌させた。戦争に敗けた清国は、イギリスだけでなくフランス・アメリカ・ロシアなどの列強によって半封建半植民地となり、中国の近代化を遅らせる原因にもなった。アヘン戦争後清朝と列強との間に「南京条約」や「天津条約」など不平等条約が次々と締結され、その結果中国民衆の生活はより苦しくなり、農村経済も破壊されてしまった。

とくにアヘン貿易による社会的問題はより一層深刻になった。アヘン貿易によってイギリスやインド植民地政府は莫大な利益をあげたが、中国社会では深刻な社会問題になった。アヘン吸煙の風習は、官僚だけでなく民間人にまで広がり、中毒者とアヘン栽培地は中国全土に広がった。そして、中国は世界最大のアヘン汚染国家に転落した。アヘン戦争によって、香港はイギリスに割譲され、150年間以上イギリスの統治を受けなければならなかった。香港が中国に返還されたのは 1997 年になってからである。

中国からイギリスへの紅茶、イギリスからインドへの綿布、インドから中国へのアヘンといったアジア三角貿易はその形成から解体まで（インドのアヘン専売開始 1773 年から国際アヘン会議終了の 1914 年）約 140 年間続いた。インドから中国へのアヘン貿易はインド貿易のバランスを成立させ、イギリス主導の三角貿易を支えた。その貿易の担い手はイギリス人からしだいにユダヤ人、インド人、中国人（福建・広東沿海の人々）などアジア系へとシフトしていた。アヘン生産がインドで可能であり、もうかるものであったのは、次の条件が重なっていたからである。①気候風土と植民地支配によって労働力を巧みに利用できたこと、②

専売であったこと(独占価格)、③輸出用の特殊商品であったこと、④三角貿易の不可欠の商品であったこと、⑤植民地インド政府の財政に不可欠であったこと、などがあげられる(加藤祐三 1980:174)。インド産のアヘン、中国の茶、イギリスの綿製品という、三大商品を主軸とした三角貿易は、当時のイギリスにとっては全体的にバランスをとる絶好のものであった。

中国では古くからケシが栽培されていたが、薬用としてのみ利用されていた。イギリスがアヘン貿易を始めるとともにアヘン輸入量は急増した。アヘン吸煙者も急増し、中国国内におけるアヘンの生産を促すことになった。中国人自身が彼らの消費するアヘンの主な生産者となり、中国のその後の歴史を困難なものとしていったのである。

19世紀末に至っても、イギリス人は一般にアヘンの毒性を認識していなかったが、中国の不幸な人々のために集会で祈り、寄付金を託すアヘン貿易反対協会の活動はイギリス社会に大きな影響を与えた。アヘン貿易反対協会は良心的な団体であったが、インドをアヘン貿易の「受益者」として見做していた。宗主国民としての限界性の表れでもあった。

インドの中国への輸出品がアヘンより綿糸に転換した時期(1885年前後)からアジア三角貿易は解体し始めた。1912年1月オランダのハーグで国際アヘン会議が開かれ、アメリカ、イギリス、日本、中国、ドイツなど12ヶ国がアヘン貿易(国際間の輸出入)禁止協定に調印した。この年、清朝は倒れ、中華民国が成立していた。その後、アヘン貿易は急減し、1917年に完全に収束することになった。

参考文献

[日本語文献]

- 二反長半(1977)『戦争と日本阿片史』すばる書房。
 加藤祐三(1979)「19世紀のアジア三角貿易—統計による序論」『横浜市立大学論叢』30巻Ⅱ・Ⅲ号。
 新村容子(1979)「清末四川省におけるアヘンの商品生産」『東洋学報』60巻3・4号。
 加藤祐三(1980)『イギリスとアジア—近代史の原画』岩波新書。
 陳舜臣(1985)『実録アヘン戦争』中央公論新社。
 范文瀾(1999)/横松宗・小袋正也訳/『中国近代史』中国書店。
 新村容子(2000)『アヘン貿易論争』汲古叢書。
 菊池秀明(2005)『ラストエンペラーと近代中国』中国の歴史10 講談社。
 村上衛(2013)『海の近代中国』名古屋大学出版会。
 古泉達矢(2016)『アヘンと香港 1845~1943』東京大学出版会。

[外国語文献]

- 胡繩(1983)『아편전쟁에서 5・4 운동까지』도서출판 인간사랑。
 李永玉(2000)「아편전쟁시기道光帝의 아편정책」『東洋史学研究』69号、동양사학회。
 李学盧(2006)「임칙서 양무의 선구자,아편전쟁의 영웅」『중국 근대화를 이끈 걸출한 인물들』지식산업사。
 朴檀(2010)『아편과 20세기 중국』선인출판。
 金ジェソン(김재선:2010)『아편과 근대중국』한국학술정보。
 張仲礼・陳曾年(1985)『沙遜集团在旧中国』人民出版社。
 馬丁・布斯(Martin Booth:1997)『鴉片史』海南出版社。

注

- 1 新潟県立大学国際地域学部
- 2 『籌辦夷務始末（道光朝）』第2巻、5月己未、138～147頁。
- 3 芝罘条約はイギリスと清朝との間で、1876年9月に山東省芝罘（現在の煙台）で締結された条約である。この条約によって「租界をアヘン以外の外国商品取引時の釐金（地方税）免除地区とすること」になった。
- 4 香港が直轄植民地としてイギリスに編入されたのは1843年6月26日のことである。1942年に中英江寧条約の批准書が香港島において交換され、香港はイギリス領植民地となった。
- 5 香港は政庁歳入の確立をシンガポール等の海峽植民地で行われていた徴税請負制度をモデルにした。同制度は東南アジア各地の植民地政庁にも広範に導入されていた制度であり、海峽植民地政庁は1820年代後半までに、同制度を通じて煙膏の小売販売から歳入の4割から5割に及ぶ収入を得ていた（古泉達矢 2016：25-26）。
- 6 マ丁・布思（Martin Booth）『鴉片史』、海南出版社、第8章「阿片政府」を参照。
- 7 S.S.O.Tの活動は大きく二つ方法で進めていた。第1に、ロンドンでの年次集会を中心にイギリス全土で開催された月例集会を開き、講演会や学習会などを行った。また、アヘン貿易やアヘンの人体への影響に関する本やパンフレットを出版するなど、啓蒙活動を行なった。第2に、請願書をイギリス議会や政府に送付したり、S.S.O.Tの会員を議会に送るための選挙運動、会員である議員を通じて下院に動議を提出し、アヘン問題を討議に持ち込むことなどに取組んだ。
- 8 ダーダーバーイー・ナオロジーは、少年時代に植民地支配を体験し、青少年時代は宗主国イギリスにおいて高等教育を受け、ロンドンに定住するという経験が、ナオロジーに同時代の誰よりも本質的なものの見方を獲得させた。